

## 平成24年 3月22日（木曜日）

### ○出席議員（16名）

議 長	夷 藤	満 君	8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田	臣 宣 君	9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島	利 美 君	10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本	昌 博 君	11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田	勇 人 君	12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口	正 己 君	13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井	良 信 君	14 番	中 川	達 君
7 番	恩 道	正 博 君	15 番	南	守 雄 君

### ○説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君	総 務 部 長	丸 信 也 君
副 町 長	蓑	外 史 男 君	総 務 課 長	若 林 優 治 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君	総 務 部 税 務 課 長 兼 総 合 収 納 室 長	田 中 徹 君
総 務 部 長	出 川	常 俊 君	まちづくり政策部 企画財政課長	岩 上 涼 一 君
まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君	まちづくり政策部情報政策課長 兼 公 聴 広 報 室 長	大 徳 茂 君
町民福祉部長	川 口	克 則 君	町 民 福 祉 部 町 民 生 活 課 長	宮 崎 裕 子 君
都市整備部長	中 西	昭 夫 君	町 民 福 祉 部 町 民 生 活 課 子 育 て 支 援 担 当 課 長	重 原 正 君
教育委員会教育次長 兼 学 校 教 育 課 長	長 丸	一 平 君	町 民 福 祉 部 健 康 推 進 課 長	長 谷 川 徹 君
消 防 長	津 幡	博 君	町 民 福 祉 部 介 護 福 祉 課 長	北 川 真 由 美 君
町 民 福 祉 部 担 当 部 長	北	雅 夫 君	町 民 福 祉 部 環 境 政 策 課 長	中 宮 憲 司 君
都市整備部担当部長 兼 企 業 立 地 推 進 室 長	山 田	吉 弘 君	都 市 整 備 部 産 業 振 興 課 長	井 上 慎 一 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒 田	邦 彦 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長 兼 北 部 開 発 対 策 室 長	長 田 学 君
			都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	島 田 睦 郎 君
			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	



における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

生田勇人総務産業建設常任委員長。

〔総務常任委員長 生田勇人君 登壇〕

**○総務産業建設常任委員長【生田勇人君】** 平成24年第1回定例会において総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度内灘町一般会計補正予算（第4号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第2号専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第3号平成23年度内灘町一般会計補正予算（第5号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税費、第4項選挙費、第5項統計調査費、第6項監査委員費、第7項交通安全対策費、第4款衛生費第3項上水道費、第6款農林水産業費第1項農業費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費、第9款消防費第1項消防費、第12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金第2項基金費の各款項及び第3条地方債の補正については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第4号平成23年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第5号平成23年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）については、

妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第9号平成23年度内灘町水道事業会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第10号平成24年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税費、第4項選挙費、第5項統計調査費、第6項監査委員費、第7項交通安全対策費、第4款衛生費第3項上水道費、第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第1項農業費、第2項林業費、第3項水産業費、第4項国土調査費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費、第4項住宅費、第9款消防費第1項消防費、第11款災害復旧費第1項公共施設公用施設災害復旧費、第12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金第1項普通財産取得費、第2項基金費、第14款予備費第1項予備費の各款項及び第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第11号平成24年度内灘町公共下水道事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第12号平成24年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第16号平成24年度内灘町水道事業会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第17号内灘町まちづくり基本条例については、各委員からいろいろな意見が出され、特に第2条定義の中の「町民」の定義について、住民以外の通勤通学する個人及び事業者についても町民としていることから、既に自治基本条例を制定している自治体において、

非住民である市民、町民の行政への意図的な参画によりさまざまな問題が生じたためにせっかく制定した条例を廃止したり、見直しを余儀なくされるなどの問題が発生しており、当委員会でもそのことに関する指摘があり、条例制定に当たってはその問題事例を精査、検証し、条例文を慎重に検討すべきとの意見が多く、採決の結果、賛成少数で否決することに決しました。

議案第18号内灘町暴力団排除条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第20号内灘町白帆台地区商業施設誘致促進条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第21号常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第22号内灘町税条例の一部を改正する条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第24号内灘町行政財産使用料等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第27号内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第28号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第10号T P P交渉参加に向けた協議の中止を求める請願並びに請願第12号T P P交渉に関する請願書の2件の請願については、請願の趣旨が同じようなことからあわせて慎重に審査をした結果、両請願を採択することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成24年3月22日

総務産業建設常任委員会委員長 生田勇人  
**○議長【夷藤満君】** 藤井良信文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 藤井良信君 登壇〕  
**○文教福祉常任委員長【藤井良信君】** 平成24年第1回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長などからそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第3号平成23年度内灘町一般会計補正予算（第5号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第3項国民年金事務取扱費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項及び第2条債務負担行為の補正、第3条地方債の補正、第4条繰越明許費、第10款教育費第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第6号平成23年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第7号平成23年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号平成23年度内灘町介護保険特別

会計補正予算（第3号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第10号平成24年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出の予算中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第3項国民年金事務取扱費、第4項災害救助費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第13号平成24年度内灘町国民健康保険特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第14号平成24年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第15号平成24年度内灘町介護保険特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第19号内灘町奨学金支給条例については、委員より内灘町議会会議規則第69条の規定による修正案が提出されました。その結果、内灘町奨学金支給条例第6条について、条文の中ほど「高等学校等入学後」を「原則として仮入学等の手続が終了後」に修正した案を可とすることに決しました。

また、修正部分を除く議案第19号内灘町奨学金支給条例については、支給の時期や対象者の選考を慎重に行うことやその他の経済的支援制度を見直し、本奨学金支援制度のさらなる充実を図るよう意見を付して、原案を可とすることに決しました。

議案第23号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、町民の健康増進並びに医療費の適正化のため、関係部局が連携し健康増進事業をさらに充実するよう意見を付して、原案を可とすることに決しまし

た。

議案第25号内灘町歴史民俗資料館等利用料金条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第26号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第29号内灘町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっておりました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第9号大幅増員と夜勤制限で安全・安心の医療・介護の実現を求める請願については、採決の結果、不採択とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第11号公的年金の改悪に反対する意見書を国に提出することを求める請願書については、国の動向を見きわめることが必要との意見から、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

また、本委員会として、石川県と石川県議会に対して、健やかふれあい保育事業の認定に関する意見書と国に対して河北潟の環境再生を求める意見書を提出することに決しましたので、報告いたします。

なお、教育、福祉等所管にかかわる事項については閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成24年3月22日

文教福祉常任委員会委員長 藤井良信

○議長【夷藤満君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。



○質 疑

○議長【夷藤満君】 各常任委員長の報告に

対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

**○10番【清水文雄君】** 10番、清水文雄でございます。

総務産業建設常任委員会、生田委員長に質問させていただきます。

議案第17号内灘町まちづくり基本条例について、委員会の報告では否決ということでした。全協の中でも南議員のほうからその理由についてお伺いする質問があったと思いますけれども、きょうも傍聴の皆さんにまちづくり町民会議の皆さんがいらしていますので、先ほどの「町民」の定義だけでは理由がちょっと不十分だというふうに思いますので、どういう理由で否決をされたのかということを明確にさせていただきたいということが1点。

それとあと、審議に当たって、例えば「町民」の定義というところで委員会への参考人招致なんかはされたのかどうか。

あと、3点目として、委員会としての条例に対する修正案は議論されたのかどうか。

その3点について質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

**○議長【夷藤満君】** 生田勇人総務産業建設常任委員長。

〔総務常任委員長 生田勇人君 登壇〕

**○総務産業建設常任委員長【生田勇人君】** 今ほどの清水議員の質疑に対してお答えしたいと思います。

まず1点目の否決の理由ということで、先ほど全員協議会でも述べさせていただいたんですが、ここで再度申し述べたいというふうに思います。

否決という結果になりました主な理由を申し述べたいと思います。

まず、前文や第1条にある自治の基本理念というところでございます。我が国には自治

の基本理念が憲法や地方自治法に規定されており、この条例の前文や第1条の文言には、あたかも国の法令とは無関係に自治の基本理念が存在したり、地方自治が好き勝手に自治の基本理念を打ち立てる権限があるかのような誤解を与えかねないことから、内灘町まちづくり基本条例ではあくまでも国の法令の範囲内での自治の基本理念であり、まちづくりの指針であり、自治運営の基本原則であることを条例の中で明らかにしておく必要があるという意見がありました。

第2条の町民の定義には通勤通学している人や事業者、さらに活動している人も含まれるが、活動の内容については何の限定もされていない。また、事業者の定義にはその他の団体とあるが、その解説にはさまざまな団体とされている。このような定義では、例えばカルトあるいは暴力団などの反社会的団体も町民として町政に参画する権利を求めてくる事態が起こり得ることが懸念される。しかも、事業者の範囲は町内に事業所、店舗等を有するか否かにかかわらずとされていることから、特定の政治意図や悪意を持った活動をしている人や団体が町外から押しかけ町政参画の権利を行使し、町政を左右するような事態が起こらないとも限らない。

第6条の町民の権利についてですが、納税を初めとする自治体へのいろいろな義務を負担している住民である町民とそうした義務を負担していない非住民である町民に情報、行政サービス、町政に参画する権利を同等に与えることは住民を軽視するものであり、日々数々の義務を果たしている住民にとって著しく公平を欠くものである。

第28条の条例の見直しという点ですが、「条例の見直しについては町民の意見を聞いた上で」とあるが、いかなる方法で意見を聴取し、いかなる形で見直しに反映させるのか甚だ不明であり、場合によっては、組織的に動員された住民以外の町民の意見によって新

たに過激な条文を盛り込むために利用される懸念のある条文となっている。

そして、まちづくり町民会議の皆さんがどのような経歴の方々なのか知りたいと。策定委員会のメンバーが紹介されている自治体が多いが、条例制定後に問題が発生しているところなどでは、一部の発言力の強い委員により条例を盾に市政、町政運営に参画する権利を主張し混乱を招いている事例が鎌倉市や東京都文京区、また熊本県内の自治体でも起きている。一部の委員の主義主張ばかりが取り上げられ、市民、町民が大きな混乱に巻き込まれたことから、条例を廃止したり、改正しなければならない状況になっているということです。

少数の意見も大切に受けなければいけないという観点を逆手に一部の主義主張を持った町民が先導し参画する権利を有するとして、全国から集結した多国籍軍のような方によって町政に大きな影響を与えることが懸念されるからこそ、どういう主義主張を持った人たちが参加して策定されたのかということについて知る必要があるし、公開すべきである。

最終的には議会の議決により判断されるが、その過程で主義主張の意見が記録され、そのことが町民生活に多大な影響を及ぼすことになるし、またそのことをねらって全国をそういう団体が回っている状況であり、そのようなことが懸念される条例はつくるべきではないと思う。

また、当初41人いたメンバーが半分ほどになってしまったのもどうなのか。町長から委嘱された委員なのに、委員としての責務を途中で放棄することに問題がないのか。条例に参画をうたいながら、その策定に携わる委員が参画していないというのは本当にどうなのかと思う等々の意見が出て、当委員会の審議内容となっております。

2点目の参考人を招致したのかということ

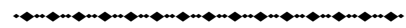
に関しては、参考人は招致しておりません。

3番目の修正案ということに関してですが、今申しあげました数多くの問題点、そして審議の内容により、委員会では修正という審議には至りませんでした。

以上です。

○議長【夷藤満君】 ほかに質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



## ○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

12番、渡辺旺議員。

〔12番 渡辺旺君 登壇〕

○12番【渡辺旺君】 12番、渡辺でございます。

議案第17号内灘町まちづくり基本条例について賛成の立場で討論をいたします。

内灘町まちづくり基本条例について、平成21年度から新しい町政のあり方を町民の皆さんとともに考え、つくり上げ、住民が主役となるまちづくり基本条例制定への準備を進めてきたところであります。

平成22年4月には、まちづくり町民会議を立ち上げ、当初41人からの委員で条例案の答申までに会議回数は19回、条例検討委員会16回、町民の意見交換会6回、全体会のシンポジウムも開き、委員皆様を初め町会区長会、そして各種団体とで1つの条例の取りまとめができました。委員の皆様には、この間大変ご苦労さまであったと思います。

しかし、条例の制定のスケジュールについてもしっかりと議論され、相当な準備と議論を経て、昨年の6月に条例素案を議会に示し、議会としての意見を聞く機会を設けて、さらに議会との直接の町民会議での条例の説明、意見交換会を開きました。しかし、このときには議会では具体的な反対意見もなく、一部条文の修正を見、意見の集約もできた感もあ

りました。

しかし、今、議会の総務産業建設常任委員会では、別の論点や他の学説による意見を持ち出されたわけであります。その間、平成23年1月において200カ所を超える自治体までまちづくり基本条例や自治基本条例が制定されております。このためにも、まちづくり基本条例が必要であります。

よって、議案第17号に対し、皆様方の賛成をお願いし、討論といたします。

**○議長【夷藤満君】** ほかに討論ありませんか。

2番、中島利美議員。

〔2番 中島利美君 登壇〕

**○2番【中島利美君】** 議席番号2番、中島利美です。

私は、議案第17号内灘町まちづくり基本条例について、反対の立場より討論をいたします。

やはり町民の定義について、住民以外の通勤通学する個人及び事業者までも含めるのはどうなのかということです。

条文の中には、公平、平等ということがうたわれており、日々さまざまな義務を負担する住民を軽視しているとしか思えず、その点からもやはり町民は内灘町に居住する住民に限るべきであり、何ら責任もない何らかの意図的な目的を持った集団が町政に参画している危険性を持っていると思えるからです。

また、当町には各町会に公民館が所在し、地区の行事、町の行事、そしてまちづくり、地域づくりなど多岐にわたり非常に参画しやすい特色ある施策を古くからとり行っております。それが現在の内灘町の基盤を築いたのではないのでしょうか。

参画する機会は町のどこを見ても、だれにでも与えられていると私は思います。そんな内灘町において、町民参画を名目に住民を縛るような条例は必要はないと考えます。

以上により、この条例議案に反対するもの

であります。

議員各位におかれましては、何とぞご賛同のほどよろしくお願いいたします。

**○議長【夷藤満君】** 11番、水口裕子議員。

〔11番 水口裕子君 登壇〕

**○11番【水口裕子君】** 議案第17号内灘町まちづくり基本条例について賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

総務産業建設常任委員会では、この条例を反対多数で否決したということで、大変残念に思っております。委員会の決定には反対し、条例には賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

内灘町のまちづくり条例は、今の町長1期目の当初から協働のまちづくりを進めてきた八十出町長が、町の羅針盤として2期目のマニフェストの柱として取り上げたものでありまして、昨年12月議会ではマニフェストは住民との契約である、大切なものだというふうに答えられています。

住民と町が力を合わせてまちづくりを進めていこうという考え方は、ここに来て急に出てきたものではありません。八十出町政が始まった当初から方向は定まっています、障害のある人もない人も、男も女も、そして子供もお年寄りもすべての人それぞれが主役の町にしていくのだというかたいコンセプトのもとで進められてきたのだということを理解しておりますし、皆様にも理解していただきたいと思っております。

今ほど中島議員の賛成討論の中で、参画する機会は与えられていると、どこにでもあると、与えられているとおっしゃいました。でも、それが根本的な間違いです。参画する機会は与えられるものでなく、自分たちでつくっていくものなのです。そして、そのためにこそこの協働のまちづくりがあり、それを進めていく第一歩としての協働のまちづくり条例が、内灘町まちづくり基本条例があったと思います。



7年前、ニセコに学ぶ協働のまちづくりの講師として来てくださった当時の課長の片山健也さんによれば、まちづくりの根本は情報の徹底した共有で、情報は役場のものは何一つなく、すべて町民のものであります。決まったものを公開しても意味がない。決める段階、すなわち意思形成過程から住民が参画し、知ることの意味があるのです。すべての情報を共有すれば、町の状況を理解した住民の中からこそ、多様な意見、多様な知恵が出てくる。これが住民参加、協働のまちづくりの第一歩であり、皆さんで議論していくことが大変大切だと話されました。

この学習会の模様は役場総務課とか図書館にDVDか何かになってあると思いますので、ぜひごらんになってみてください。

これを踏まえて町長は、協働とは住民と行政とが対等な立場で責任を共有しながら、目標の達成に向けて連携するものであり、まちづくりにおける重要なキーワードだと述べられて、その後この7年間、町は情報公開のために私たちもよくお世話になる予算説明書をつくったり、町長談話室やタウンミーティングの場を設けたり、職員の出前講座や提案制度をつくったり、委員会の委員が公募になったりしました。

住民が始めたものを町が後押ししていくというやり方が随分多く見られるようになり、私は町外の人から「内灘町はそれぞれが自由に活動して輝いているね」と言われることがふえました。これは当たり前のことだと思っている方もいるでしょうが、初めからそうだったわけではない。もちろん、昔からの礎もございます。その礎の上に立っての協働のまちづくりだというふうに理解しております。

その考え方のもとで、男女共同参画まちづくり条例や子どもの権利条例ができたのであって、何も基本理念のないところにそういう理想を掲げたものがひとりで生まれてきたわけではありません。

今回提案されたまちづくり基本条例は、その延長線上の一つの到達点です。これからは、この条例に沿っていかに行動していくかが住民にも問われていくこととなります。委員会の皆さんも説明会でそのように今後の活動への覚悟を述べておられたと思っています。まだまだほんの入り口であり、発展途上であると思います。

不満な点もちろんあるでしょう。でも、情報公開や住民参加、協働を目指す開かれた町政をつかの間のものに終わらせるのではなく、このままずっと今まで続けてきたものを、長く長く続けてきたものを、これからも続けていく、保障していくためにもまちづくり条例は必要だと思います。

今後も発展させ前進するために、住民が育てていく、住民の意思によってよりよく変えていく条例です。

条例検討委員会の方々には2年余りにわたって丁寧に議論されてきましたし、その意思形成の過程は先ほど申し上げましたまちづくりの理念に沿って逐一情報公開されてきました。なぜここへ来て、先ほど渡辺議員もおっしゃいましたけれども、さまざまな問題が出てくるのか、まして委員の方の考え方が問題になったりするのは私にはどうも理解できかねます。

町民が条例をつくるのが、既に住民主体のまちづくりへの一歩を踏み出したあかしです。そのあかしを議会が踏みつけてはならないと思います。議会は最高の議決機関であると認めていただいておりますが、それと同時に民意を酌み上げる最高の民主的で公平公正な機関でなければなりません。

お上や議会の一言で物事が動くような一昔前の権威的な運営ではなく、むしろ当初のころいらっしゃった事業仕分け人として名をはせた福嶋浩彦さんという方がまちづくりの条例の勉強会に講師としていらっしゃいました。その方は住民参加を超えた行政参加が理想だ

というふうにおっしゃいました。

これらの学習会、先ほどもありましたが意見交換会や学習会などにはたくさんの方が集まっておりまして、当初の熱気がなかなか続いていっていないということもご指摘もありましたけれども、このような何度にもわたる取り組みを踏まえて、確実に基本の考え方は町民に広がっていていると私は思っています。

町と議会と、どこに住んでいようが内灘町に愛情を持った人たちがともに力を合わせなければ、理想どころかこれからの時代の難局を乗り切っていくことはできないのではないのでしょうか。これは内灘町に限ったことではなく、住民参加、協働のまちづくりは理想ではあるが、また厳しい現実に向かうための手段でもあると思います。

自立したまちづくりは、自立した考えと自立した行動のできる町民が主導してこそ進んでいくのだと思います。そのための手がかりとして、私はまちづくり条例ができてほしい、内灘町にまちづくり条例は必要だと思い賛成します。

総務産業建設常任委員会でも慎重に議論がなされた上でのこの否決という結論であったらうかとは思いますが、いま一度この条例の意義と2年余りに及ぶ委員会の皆さんの熱意に思いをいたしてください。

ぜひ皆さんが条例成立に向けて賛同をしてくださるよう呼びかけて、私の討論を終わります。

ありがとうございました。

**○議長【夷藤満君】** ほかに討論ありませんか。

7番、恩道正博議員。

〔7番 恩道正博君 登壇〕

**○7番【恩道正博君】** 議席7番、恩道正博です。

ただいまの議案第17号内灘町まちづくり基本条例について賛成の立場から討論をいたし

ます。

このまちづくり基本条例は、特定の団体等が指導、策定したものではありません。これは町長の委嘱を受けまして、町民会議の方々が約2年の歳月を重ね、検討を重ねた結果の住民自治の基本理念や自治運営の基本原則などを定めて、いわゆる住みよいまちづくりを目指して策定されております。そこへ至るまでには、地区意見交換会等で町民の意見を踏まえまして答申され、本定例会に議案として上程されたものであります。

例えば第19条住民投票についても、その都度事案ごとに議会の議決を経て住民投票条例を制定する非常設型となっております。まちづくり基本条例が制定されましても、いわゆる二元代表制度が損なわれるものではないと思います。そこでは議会こそが住民自治の基本であり、議会が住民の代表として住民の意見を反映することが重要と考えます。

以上のことから、私は議案第17号 内灘町まちづくり基本条例について賛成をするものであります。

議員各位の皆様には、この条例にぜひ賛成をいただきますようお願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。

**○議長【夷藤満君】** ほかに討論ありませんか。

5番、川口正己議員。

〔5番 川口正己君 登壇〕

**○5番【川口正己君】** 5番、川口正己です。

議案第17号内灘町まちづくり基本条例について、この条例に反対の立場で討論をさせていただきます。

私からは、町民の定義についてですが、先ほど生田総務建設常任委員長から詳しく町民の定義について述べておられましたが、全くそのとおりだと思います。この条例の根幹をなす一番大切な町民の定義が、初めから住民に限らない、この町に住む住民に限らないというこの条例の本当の根幹となるこの部分が、

先ほど委員長がおっしゃいました例えば事業者にはこの町内に事務所、店舗を持っているか否か、それか町民ではこの町に住んでいるか否かを問わず、この町の会社に通っている、この町にある学校に通っている、この町に何かの関係があるというだけで町民の定義の中に含まれるのは、どう考えても理解ができません。

また、第19条には、拘束型であります但住民投票が定義されておりますが、この町民の定義をもってどうやって住民投票するのか。この町での大切なことは、私自身は大切なことは住民投票はありだとは思っておりますが、どうやってこの町に関係のない人が住民投票の中に入るのか。私にはそれはどうしても理解ができません。

こういったことで、各議員の懸命なご熟慮をお願いいたしまして、私の反対意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長【夷藤満君】** ほかに討論ありませんか。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

**○8番【北川悦子君】** 議席番号8番、北川悦子です。

ただいまの議案第17号内灘町まちづくり基本条例について、賛成の立場で討論いたします。

今、川口議員がおっしゃられた住民と町民との違い。私は、町民の定義の中に、やはりこの内灘町へ働きに来ていらっしゃる方も、また事業者の方も、同じくこの内灘町についてやはりその中で住民の皆さんと触れ合い、またほとんどの生活をこの内灘町でしているということを考えれば、町民の定義はこれでいいというふうに思います。

住民投票は町民投票ではないので、そこに住んでいる住民ということで考えれば何も問題はないと思います。このまちづくり基本条

例ができるまで、本当に長年にわたってこの内灘町をもう一度見直し、内灘町のよいところ、またこんなふうにしていくことが必要ではないかというようなことを何度も話し合わせ、議論され、その中で生まれてきたものだと思います。

まだまだ基本条例の中にはいろんな文言について問題点のあるところはあるかもしれないけれども、まずは産声を上げさせ、そしてその中で住民の参加による協働のまちづくり内灘町をつくっていくという一つのものに向かって進んでいくということがとても大事だと思います。

この条例を見ましても、特別際立ってこれはおかしいというようなものはなく、本当に当たり前のことを当たり前に書かれていると思います。そうした当たり前のことに向かって町民の皆さんと討論し議論して、よりよい内灘町をつくっていくという点でとてもこの内灘町まちづくり基本条例は大事だと思います。

また、議案第10号平成24年度内灘町一般会計予算について反対の立場で討論いたします。

3款2項3目私立保育園建設費補助金1億4,973万円が計上されていますが、今、国が進めようとしている子ども・子育て新システムは、国、自治体の責任による保育制度を市場に丸投げするものになっています。鶴ヶ丘保育所、鶴ヶ丘東保育所を統合し民設民営化することは、町の保育に対する責任の交代につながります。

また、議案第13号成24年度内灘町国民健康保険特別会計予算、議案第14号平成24年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第15号平成24年度内灘町介護保険特別会計予算、議案第23号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第26号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例についての5議案について、反対の立場で討論します。

いずれの議案も平成24年度から保険税、保

険料の引き上げ内容になっています。憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」となっています。今でも高過ぎる国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の引き上げは、社会保障の向上からしても、町民の命と健康を守る点から見ても、引き上げの予算、条例案に反対いたします。

次に、請願第9号大幅増員と夜勤制限で安全・安心の医療・介護の実現を求める請願は、委員長報告では不採択でありました。

現在の医療現場では、いつ医療事故が起きてもおかしくないような中で働いています。看護師が足りない、2交代制となり疲れがとれないなど多くの悲鳴を聞いております。働く側も医療を受ける側も安心な医療の確立のために、大幅増員、夜勤制限は必要であり、急務であると思います。

議員の皆さん方のご賛同をお願いいたします。

**○議長【夷藤満君】** ほかに討論ありませんか。

3番、酒本昌博議員。

〔3番 酒本昌博君 登壇〕

**○3番【酒本昌博君】** 議席番号3番、酒本昌博でございます。

私のほうからは、議案第17号内灘町まちづくり基本条例についての、反対の立場より討論をいたします。

毎月の全員協議会にてこの条例について議論されたいろいろな意見等を聞いておりますし、また全議員への素案の説明、町民会議、条例策定委員会41名中12名にご参加いただいたの意見交換会でも、議員が意見を述べる場をこれまで設けさせていただきました。

我々町議会議員は2万7,000内灘町民の代表として、町の利益、町民の幸せ、また町の暮らしやすさを最優先に、議員各位がこれま

でも勉強してまいりました。個々に町民の意見をお聞きしました方もおいでるでしょうと思っております。こうした議会議員としての活動を経て、総務産業建設常任委員会において慎重審議の結果、否決となったものと理解しております。

委員長質疑であった委員長の述べられた内容、総務産業建設常任委員会での審議の結果に、私も賛同いたしております。

よって、この議案第17号内灘町まちづくり基本条例に反対するものであります。

議員各位のご賛同をよろしく願います。

**○議長【夷藤満君】** 13番、八田外茂男議員。

〔13番 八田外茂男君 登壇〕

**○13番【八田外茂男君】** 議案第17号内灘町まちづくり基本条例について、賛成の立場で討論させていただきます。また、その他、北川悦子議員が反対された議案についても、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、まちづくり基本条例につきまして、私はまちづくりに町民の参加がなくしては今後のまちづくりはできない、そういう考えでおります。

今期定例会におきまして、皆さんも一緒に議論されました内灘町第2次総合行財政改革の案も見られたとおりに、財政が大変厳しい状態に来ておるのは皆さんもご承知のとおりだと思います。執行部のほうから、単独事業をやめれば町の財政は黒字化する、そう言いますが、単独事業なくしてまちづくりがあるのでしょうか。しかし、今の行政サービスを維持していくためには何らかの犠牲を払っていかねばいけません。ここに、このまちづくり基本条例の必要性があるのではないのでしょうか。

町民と一緒に、何が必要で何が必要じゃないのか。町民の皆さんが、これは我慢する。しかし、この部分は伸ばしてくれ、こういう議論をするのがこのまちづくり基本条

例の意義だと思えます。

私はこの2年間、まちづくり条例策定委員会が時間をかけてつくってきた条例、これは内容は確かに総務産建委員長の生田さんがおっしゃったとおりにそういう疑念は多々あります。ただ、この疑念に関しては、運用及び今後の議論で改正できる内容だと私は理解しております。

まず、町民がここに参画する。そのためにこの条例をつくるんだと。この思いをとりあえずはしごをかける。決してこれを否決することによって、はしごを外すようなことをしてはいけない、その思いをとめてはいけない。私はこの思いを継続することが本当のまちづくりだと思えます。

条例の一言一言を取るんじゃなく、全体の今後の進むべきを考えていただきたい、そういう思いであります。

また、北川悦子議員の言いましたとおりに、医療費の抑制と保険料が上がっていくということは間違いないです。そのためにもこの基本条例を賛成して何とか将来的に保険料の抑制を図る、それが私の目的であると思えます。これは、決して町長のマニフェストだからどうのこうのではなく、今後の内灘町の10年後、20年後を考えた将来にわたって必要な条例だと思えますので、ともにみんなと議論しながらこの条例を育てていきたい、そういう思いでこの条例について賛成の討論をさせていただきました。

大変不十分な条例かもしれません。一緒に育てるといふ思いで、優しい心で、ぜひともこの条例に賛成していただくようお願いいたします。私の賛成討論とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長【夷藤満君】 悦子さんのやつは。悦子さんのやつは。悦子さんの、悦子さんに反対するという。

○13番【八田外茂男君】 北川悦子さんの分

の賛成も含めて。反対したやろう。それを財政の関係でせざるを得んから堪忍してくださいということで。将来には、ほんでも抑制はしますよということです。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】 議案第17号内灘町まちづくり基本条例について、総務産業建設常任委員会は否決ということでございますけれども、私は否決に反対、まちづくり基本条例を賛成の立場から意見を述べたいというふうに思います。

先ほどから内灘町の今後のあり方について町民の皆さんの知恵をかりて、町民が主役になってこの町をつくっていく、そのための条例なんだという賛成討論が多くありました。そんな意味では私も全くそうだというふうに思いますし、とりわけ今、地方分権、ましてや今ほど八田議員も言われましたが、財政が厳しい状況なんです。その状況の中で、町民の方が町政に参加をして自分たちができることをどんどんやっていく、そんなことが今求められているんだというふうに思います。このまちづくり基本条例を否決してはなりません。

先ほどからございますけれども、このまちづくり基本条例の中にも見直し条項というのがあるんです。そういう意味では、このまちづくり基本条例をこれから本当に育てていく。まずは条例を制定して、先ほど総務産業建設常任委員会の中でもさまざまな議論があったという意見がございました。それらも含めて、条例をまず制定をして、その不十分なところをまたみんなで議論しながら補っていく、そのことが大切なんだというふうに思います。むしろ、議会の中でも代案があるならきちっと修正案を出して、条例のよりよい条例づくりに向けていくのが私は本当のあり方なんだ

なというふうに思います。

この間、条例を制定するために約2年間、四十数回もの町民会議を開いていただいて、町の当初の予算で皆さんが条例をつくるべきだということで、町の予算、その条例をつくるための予算にも賛成をしてきたわけです。ここに来て、条項がどうだこうだ、それは確かにあると思いますけれども、条例をまずつくり上げることが私たちに求められているんだというふうに思います。

ぜひとも多くの議員のご理解を賜って、このまちづくり基本条例が制定されますよう心からお願いを申し上げまして、私の賛成討論にさせていただきます。

**○議長【夷藤満君】** ほかに討論ありませんか。

1番、太田臣宣議員。

〔1番 太田臣宣君 登壇〕

**○1番【太田臣宣君】** 議席番号1番、太田臣宣でございます。

私のほうからは、議案第17号内灘町まちづくり基本条例についての反対討論と、請願第9号大幅増員と夜勤制限で安全・安心の医療・介護の実現を求める請願についての反対の立場での討論と、議案第23号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について賛成の立場での討論と、議案第26号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例についての賛成の立場で討論させていただきます。

まず、内灘町まちづくり基本条例についてであります。

先ほどから皆さん、住民の定義、第2条についていろいろと討議がございました。私思いますけれども、もう一つの条例、内灘町暴力団排除条例の中を見ますと、町民の定義というところが第2条の中に、ここにもございます。ここでの町民の定義は「内灘町に住所を有する者」となっております。今回、条例が2つ出ている中で、町民の定義が両方異なっている定義になっていると。まちづく

り基本条例と暴力団排除条例の町民の定義の違いがなぜそうなっているのか、私には理解ができません。

このことをもってしても、まちづくり基本条例についてはもう少し議会のほうでも審議し、反対の立場で今回は討論のほうをさせていただきたいと思います。

それから次に、請願第9号大幅増員と夜勤制限で安全・安心の医療・介護の実現を求める請願についても、反対の立場で討論させていただきます。

現在、看護師は不足しており、その労働環境が厳しいということは皆様ご承知のとおりであると思います。しかし、今、看護師が不足している中で1日8時間、週32時間以内、夜勤間隔を12時間以上とすることは、地域医療においてさらなる看護師不足に陥ることも懸念されています。

また、国民の負担を減らすよう求めることについては、国が現在行っている税と社会保障の一体改革をもう少ししばらく注視していく必要があると思っております。

また、議案第26号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例についても、増大する介護給付費の実態をもとにして文教福祉常任委員会でも審議してまいりました。

他の市町村も値上げについては大幅に行っております。内灘町では何とか大幅な負担増を縮減するべく、できるだけ負担最小限の形でこの条例を文教福祉常任委員会でも採択しました。

こういうことから、議員皆様におかれましてはご賛同くださいますようお願い申し上げます、私の討論とします。

**○議長【夷藤満君】** ほかに討論ありませんか。

9番、能村憲治議員。

〔9番 能村憲治君 登壇〕

**○9番【能村憲治君】** 9番、能村憲治です。

まず私は、まちづくり基本条例の制定に当

たって反対の立場から一言言わせていただきます。

先ほどからたくさんの条例の中身が言われてきました。条例というものは不十分であってはいけない。60%や70%できて、あとの30%はつくってからやれ、つくってから直すところは直せ、そんな簡単に直せるようなものじゃないということは議員の皆さんよくご存じのはず。

条例というのは、もうこれは本当に内灘町においては一番大事な憲法と云うていくくらい重大なものであって、この重大なものが中途半端につくられて、後で直せばいいなんてそんな簡単な考えでは、これは皆さんよくないと、こういうふうに思います。

さらには、最後のほうでございしますが、町民の意見を聞いた上でこの条例を直す。ここにも町民の皆さんの声が出てくるわけでございします。

先ほどからあるように、町民の定義がかようにあいまいな、そのような町民の定義を加えて、この条例をいつでも改正できる、そのような簡単なものではないということをしかりと議員の皆さんに受けとめていただいて、ぜひともこのまちづくり基本条例には反対と、つくる必要がない、このように思います。

さらにもう一つ、議案第22号、先ほど北川議員のほうから反対の立場の討論がございました。これについて私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

内灘町税条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例は、内容の一つは県たばこ税を町のたばこ税に税源移譲すること。つまり、町民に新たな負担を願い出ることなく町の税収がふえるというものでございます。またもう一つは、町の防災施策の財源の確保、そして個人の町民税の均等割の税率改正ということでございます。これは町民の安全・安心を確保するための各種の施

策を実施していくためには私は必要な措置でなかろうかと、このように思います。

このような条例改正に反対することは、町の財政状況と町の重点課題である防災施策の充実を考えれば許されません、このように考えます。

以上のことから、私は議案第22号内灘町税条例の一部を改正する条例について賛成するものでございます。

議員の皆様方にはぜひとも賛成のほうにご協力をいただきたいとこのようにお願いいたしまして、私の討論とさせていただきます。

**○議長【夷藤満君】** ほかに討論ありませんか。

6番、藤井良信議員。

[6番 藤井良信君 登壇]

**○6番【藤井良信君】** 議席6番、公明党、藤井良信。

議案第17号について、総務産業建設常任委員会の議決に賛成の立場から討論を行います。

まず、まちづくり基本条例の中で示されている「町民と町は対等な立場で」との表記は、主権在民の日本においては民意が主であることから、「対等」との文言の使用については慎重な表現での改めが必要であるかと思えます。

また、本条例が示す第1章総則での目的、内容と、既に定められている憲法や地方自治法の法令内容とは表現の上で縦分けをし、混乱することのないよう文言の修正が必要であると思えます。

例えば目的、第1条では「自治の基本理念」との表記は「まちづくりの基本理念」とし、「自治運営の基本原則」は「まちづくり運営の基本原則」との表現に改められるべきであると思えます。

また、それに続く第1条の「町民の権利及び責務並びに議会及び執行機関の役割及び責務を定め」とある部分は、あえて目的、第1条にその表現が導入されることは無意味な誤

解を生じ、示されるべき表現としてはふさわしくないように感じることから、削除されるべきであると思います。

同じく、第1条末尾に示されている「町民自治を確立することを目的とする」との表現は、これも地方自治法の中での主目的であります。そこで、「町民自治の確立」との文言の取り扱いは活用すべき方便とすることの位置づけが道理であるかと思えます。

国の憲法や地方自治法の法令は守らなければならない基本原則を条文化することが目的であります。同時に、そのことはまちづくり条例のためには方便となることから、国の基本原則を踏まえてどうまちづくりの参画推進が行われるべきであることを示すことが本条例の主目的とすべきであるかと思えます。

ここであえてこの第1条を修正し、改めて表現するとすれば、「この条例は、内灘町におけるまちづくりの参画理念及びまちづくり運営の基本原則を明らかにし、参画と協働のまちづくりを進めることを目的とする。」との簡潔化がされるべきであります。

また、第2条、第3条、第4条、第5条でも同様の考え方から、項目の修正が必要となってまいります。

加えて、第2章、第7条でも同じく町民と住民の縦分けができていない表現となっていることから、不平等感を正すため文言の修正をすべきであり、第9条では「議会は、町の最高意思決定機関」とありますが、「議会は、まちづくりの最高意思決定機関」とする語句の修正がされるべきであります。

また、この条例では、町民と町行政との間で活発な議論が展開されるための中枢機関の確保が保障されておりません。ここは協働の理念から、町民の権利として、町民会議代表者審議会の位置づけや組織機構の骨格が条例の中でしっかりと担保されるべきであると思えます。

さらに加えて第4条においては、町民がま

ちづくりの主体であることがその基本として示されており、基本は町民であることから、その目的は参画とすべきであります。

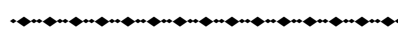
そこで、この条例の題号におきましては、「まちづくり基本条例」ではなく、これは以前、意見交換会でも申し上げましたけれども「内灘町まちづくり参画条例」とすべきであるとの考え方があります。

以上の点から、提出されましたまちづくり基本条例の制定議案につきましては、今のところ賛成しがたいというのが私の考えであります。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



## ○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度内灘町一般会計補正予算（第4号）〕及び議案第2号専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）〕の2議案を一括して採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第3号平成23年度内灘町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。



お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第4号平成23年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第5号平成23年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第4号及び議案第5号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第6号平成23年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第7号平成23年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び議案第8号平成23年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第7号及び議案第8号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第9号平成23年度内灘町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第10号平成24年度内灘町一般会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第11号平成24年度内灘町公共下水道事業特別会計予算及び議案第12号平成24年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。  
よって、議案第11号及び議案第12号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第13号平成24年度内灘町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第14号平成24年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第15号平成24年度内灘町介護保険特別会計予算の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第14号及び議案第15号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第16号平成24年度内灘町水道事業会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第17号内灘町まちづくり基本条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立少数であります。よって、議案第17号は否決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第18号内灘町暴力団排除条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第19号内灘町奨学金支給条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、修正であります。

よって、まず委員会の修正案について採決いたします。

お諮りいたします。委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第20号内灘町白帆台地区商業施設誘致促進条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第21号常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第22号内灘町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第23号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第24号内灘町行政財産使用料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第25号内灘町歴史民俗資料館等利用料金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第26号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第27号内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例について及び議案第28号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例について並びに議案第29号内灘町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第27号及び議案第28号並びに議案第29号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、継続審査となっております請願を採決いたします。

請願第9号大幅増員と夜勤制限で安全・安心の医療・介護の実現を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第9号大幅増員と夜勤制限で安全・安心の医療・介護の実現を求める請願に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立少数であります。よって、請願第9号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、今期定例会までに受理いたしました請願を採決いたします。

まず、請願第10号T P P交渉参加に向けた協議の中止を求める請願についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、請願第10号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、請願第11号公的年金の改悪に反対する意見書を国に提出することを求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、請願第11号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、請願第12号T P P交渉に関する請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、請願第12号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。



### ○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第2、議会議案第1号東日本大震災に伴う災害廃棄物の広域処理方針の見直しを求める意見書の提出についてから議会議案第7号健やかふれあい保育事業の認定に関する意見書の提出についてまでの7議案を一括して議題といたします。

なお、提出された議会議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程第4号に記載のとおりでありますので、ご了承願います。



### ○提案理由の説明

○議長【夷藤満君】 これより提出のありました議会議案に対する提案理由の説明を求めます。議会議案第1号の提出者であります、10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】 今定例会に提案しました議会議案第1号東日本大震災に伴う災害廃棄物の広域処理方針の見直しを求める意見書の提案理由についてご説明します。

昨年3月11日の東日本大震災によって膨大な災害廃棄物が発生をいたしました。環境省の推計によりますと、瓦れきの総量は約2,253万トンで、岩手県が476万トン、宮城県が1,569万トン、福島県が208万トンに及び、岩手県で通常の約11年分、宮城県で約19年分に当たる量となっております。その量は能登半島地震の約100倍に相当し、阪神・淡路大震災の約2,000万トンとそれほど変わらないというふうに言われております。

そこで環境省は、震災から約1カ月後にこの震災瓦れきの広域処理、すなわち全国の都道府県で処理してもらおうという方針を打ち出したのであります。当時はまだ政府自身が福島第一原発事故による放射能汚染の実態を把握できないという、そんな時期であり、全国各地の自治体も被災地支援ということで受

け入れの意向を表明したのであります。

ところがその後、徐々に宮城、岩手両方面を含め放射能の広域的な拡散状況が明らかになり、放射能の汚染を懸念する声が住民から強まり、受け入れ方針の撤回や見合わせが相次ぎました。地域の環境や住民の安全、特に子供たちへの影響を考えれば当然のことだと思います。

しかし政府は、広域処理方針を見直すことなく震災瓦れきの安全性をアピールすると同時に、瓦れきがあるから復興が進まないとして全国の自治体へ働きかけを強めました。そうした中で山形県、東京都が受け入れを開始し、大阪府や神奈川県や静岡県島田市、富山市、そして輪島市など幾つかの自治体でも受け入れの意向が表明をされているのであります。その多くの自治体では、安全性への不安を訴える住民との間で大きな混乱が生じております。少しでも被災地を支援したいという思いは皆さん一致しながらも、残念な結果になっているのであります。

その理由として、次の問題点や疑問点が山積をしているのであります。

3月20日の北陸中日新聞によれば、東日本大震災の瓦れき量が阪神・淡路大震災とそれほど変わらない中で、震災後1年たった処理率、それが東日本大震災の6.7%に対して阪神・淡路大震災は50%だと。被害地域が広く津波や福島原発事故の影響があったとはいえ、これは大きな差となっております。

その原因というのは、焼却炉建設のおくれにあります。阪神・淡路では兵庫県内に34基設置され、早いものは3カ月、遅くても1年後には稼働し始めたということでもあります。東日本大震災では、仙台市を除く宮城県は20基程度の整備を計画していたものの、ようやく今年24日に1基目が試運転に入るという状況でございます。岩手県では宮古市に2基、釜石市に2基を整備するものの、フル稼働には至っていないのであります。

一方、国や県に頼らず対応できた政令市の仙台市は独自に昨年末までに3基を稼働させ、環境省と岩手、宮城両県が目標とする2014年3月末までの処理よりも半年以上早い13年夏までに処理を終える見通しであります。

瓦れき処理がおこなわれている原因が国の対応にあるのは、仮設焼却炉の設置状況を見ても明らかだと。広域処理に責任を押しつけるのは間違っている。現地で処理する環境を整える優先度は高い。仮設焼却炉の増設や再利用の促進が欠かせない。瓦れきは不要物ではなく財産だ。有効に活用する方法は幾らでもある。被災市町村が主体的に取り組むことのできる仕組みづくり、思い切った政策を打ち出すべきだとの声が上がっています。広域処理だけにこだわるのではなく、何にも増して現地処理の能力の拡大と加速化こそ急ぐべきであります。

そもそも広域処理を予定する瓦れきの量は401万トン、岩手県で57万トン、宮城で344万トンという数字でございます。これは、瓦れき全体の18%であり、瓦れき処理の全体から見れば、広域処理があくまで補助的な手段にすぎないということをこの数字があらわしているのであります。

大量の瓦れきの存在は被災したまちの再建の障害になっており、瓦れき処理を急ぐ必要があるのは当然であります。3月12日現在、処理を終えたのは瓦れき全体の6.7%にとどまっているものの、今後の解体によって生じる物を除いた瓦れきの96%、残りの4%のほとんどというのは福島県の警戒区域内の物であります。96%は仮置き場への搬入が終えられており、生活空間における深刻な散乱瓦れきの処理はほとんど終えているのであります。このことは、私ども議員7名で2月に視察に訪れた南三陸町でもそうでありました。

広域処理により国の責任で地域内の安全な場所に処理施設を建設するほうが雇用や経済の立て直しにとって有益であるとの主張が、

被災地、これは伊達勝身岩泉町長、この人は「山にしておいて10年、20年かけて片づけたほうが地元にお金が落ち、雇用も発生する」、戸羽太陸前高田市長は「陸前高田市内に瓦れき処理専門のプラントをつくれば、自分たちの判断で今の何倍ものスピードで処理できる」という声からも出されているのであります。被災地にとっても最も有益な処理方法は何かという視点に立ち戻って、改めて検討すべきです。

阪神・淡路大震災や能登半島地震による震災瓦れきと今回の震災瓦れきの大きな違いは放射能に汚染されていること、そして津波によつての破壊によるものだということが言われております。焼却灰の放射能汚染については、政府は従来の低レベル放射性廃棄物の基準100ベクレルをはるかに上回る高い基準8,000ベクレルを設定し、安全だとアピールしています。排ガスの安全性は実証データがないことが明らかになっているのであります。これで住民を説得できるわけがありません。

福島第一原発から放出された放射能はいかに集めて閉じ込めるかが課題であり、政府方針はこれに逆行し、全国に汚染を拡散するものでしかありません。東日本の広域的汚染状況が明らかになった段階で速やかに震災瓦れきの広域処理の方針は見直されるべきでありました。

同時に、津波による破壊も注意しなければなりません。私たちも大津波の映像を見て、住宅だけではなく油タンクや多くの工場が流されるのを目の当たりにしました。今回の瓦れきには油類やアスベスト、農薬その他さまざまな有害物質が含まれている可能性が指摘されています。

さらに、塩分を含んだ瓦れきの焼却は焼却炉の寿命にも影響します。安全対策やコスト面を考えても、高い輸送費をかけて全国で処理するよりは現地で仮設の専用炉を建設し処理したほうが効率的です。

復興のおくれには、各自治体それぞれさまざまな理由があります。住民の合意形成や用地買収あるいは国の制度改正などもネックになっているわけであります。中でも大きいのは、財源問題を含めた国の対応のおくれではないでしょうか。瓦れきを全国の自治体を受け入れないから復興が進まないという瓦れき復興足かせ論は、復興のおくれを自治体のせいにする政府の責任逃れにしか聞こえないのであります。

以上、政府が掲げる震災瓦れきの広域方針は問題だけであり、かえって被災地の復興をおくらせるものでしかありません。2月27日の県議会でも、あえて「広域」という表現を外した災害廃棄物の処理の推進等に関する意見書が全会一致で採択されています。国の広域処理方針の見直しを求める声を、当事者である自治体から上げていくことは大きな意義があります。

議員各位のご理解とご賛同をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長【夷藤満君】 議会議案第1号の提案理由の説明は終わりました。



#### ○提案理由の省略

○議長【夷藤満君】 お諮りいたします。議会議案第2号から議会議案第7号までの6件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、議会議案第2号から議会議案第7号までの6件については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。



#### ○質 疑

○議長【夷藤満君】 次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



#### ○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

5番、川口正己議員。

〔5番 川口正己君 登壇〕

○5番【川口正己君】 5番、川口正己でございます。

議会議案第1号東日本大震災に伴う災害廃棄物の広域処理方針の見直しを求める意見書の提出について反対の立場で意見を述べさせていただきます。

皆様ご存じのとおり、現在、宮城県では通常ごみの19年分、岩手県では11年分、合わせて約2,200万トンにも及ぶ震災瓦れきが、あの東日本大震災から1年以上たった今もわずかしら処分できない状態であります。なお、福島県に残る約210万トンの瓦れきは、福島県知事の懸命な判断により県内で処理することとなっております。

被災地を埋めつくす瓦れきの受け入れは、東北の復興を手助けし、多くの人々を亡くし落胆した被災地の方々に励ます力になるのではないのでしょうか。

「頑張ろう日本」「東北頑張れ」「日本のきずな」と言いながら、この震災瓦れきの受け入れに反対するのは、まるで自分さえよければいい、助かればいいというエゴ丸出しのように聞こえ、同じ日本人として悲し過ぎるのではないのでしょうか。

また、受け入れしようにも私たちの町のように広域でごみを加熱、圧縮し、再びエネルギーとして活用するRDF対応の焼却炉では震災瓦れきを燃やすこともできない。また、その灰を処分する最終処分場も持たない町の議会が、今処分を検討している自治体を惑わすようなこの意見書を通すこと、提出するこ

とができるわけがございません。

何とぞ各議員の懸命なご熟慮をお願いいたしまして、私の反対意見とさせていただきます。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

11番、水口裕子議員。

〔11番 水口裕子君 登壇〕

○11番【水口裕子君】 私は、議会議案第1号東日本大震災に伴う災害廃棄物の広域処理方針の見直しを求める意見書に、賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

瓦れきを拡散して広域処理してはいけないという理由を8つ挙げて討論とさせていただきます。

まず第1番目に、現在の検査体制では瓦れきの安全性は証明できません。安全性をアピールするようにして瓦れきにこんな形の空間線量計をこうしてかざして安全だと主張している場面をテレビでたびたび見ます。輪島市から派遣された職員さんもそのようにして瓦れきの上に空間線量計を当てておりました。けれども、それでは測定できないのです。現状はガンマ線のみが対象ですし、毒性の高い放射性プルトニウムとかストロンチウムなどは微量でも大変な毒性を持っております。これらはほとんど検出できない仕組みになっております。

広域処理のガイドラインでは、被災地からの搬出から受け入れまでに数回放射量を測定することにはなっておりますけれども、いずれもこんなにたくさんある瓦れき処理の中のわずかの一部のサンプル調査であって、その精度についても環境省みずから「サンプルをとらなかった部分で放射線量が高いところがないとは言えませんと認めざるを得ません」というふうに言っています。

瓦れきではありませんが、岩手県や宮城県などでまきストーブを燃やしたところ、その灰を調べたところ、高いところでは最高値で

は1,460ベクレルも出たというのが、これもやはり市民測定所ですけれどもそういった結果が出ております。まきを燃やしてこんな状況です。瓦れきを燃やしたら、わずかな低レベルの汚染であっても、あの膨大な量が焼却場の中で濃縮すれば大変なことになるので、これは安全でないということです。

2つ目に、放射性物質が含まれている瓦れきは一般焼却場では本当は対応できないことになっていきます。パンツでおならは防げませんよね。焼却場のバグフィルターというのがあります。RDFのところにも私たちのところにもついていますけれども、そのバグフィルターは放射性廃棄物の焼却に対応していません。これは対応しているということが実証されていないのです。放射性セシウムは、焼却されると高い熱で反応して気化して拡散しますけれども、パンツでおならを防げないと同様、外へ出ていってしまいます。そしてまた、作業員や住民の被曝をもたらすことになります。

この実際例としては、東京のほうで汚染瓦れきを受け入れた品川、大田の清掃工場では、空間放射線量が上昇したとか、福島県内の焼却施設で排ガスからセシウムが検出されたとかいうことが報告されておりますし、作業員の被曝は、東京23区の清掃一部事務組合が汚染焼却灰を運搬中の作業員が被曝したということも1月18日に公表しています。こういった事故が起こっております。

放射性セシウム1キログラム当たり100ベクレルの瓦れきを1万トン焼却したときに出る灰に含まれる放射性セシウムは10億ベクレルにもなると言われていますが、この焼却灰を普通に埋め立てて処理場で処理することはできません。コンクリートに固めるとかそういう必要が出てまいります。放射性廃棄物の最終処分場以外に廃棄することは本当はできないのです。

3番目に、基準が二重になっているという



ことです。原子力の規制法では、原子力施設内における放射性廃棄物の処置として、これは先ほど清水議員もおっしゃいましたけれども、セシウム100ベクレル、1キログラム当たりですけれども、それ以下と定めて、それ以上の汚染物を放射性廃棄物と規定し、資格を持つ取扱管理者だけにしかこれは扱ってはならないというふうにしてきました。ところが、今回の瓦れきの広域処理については、環境省は焼却灰の埋立基準を8,000ベクレルに急に引き上げました。これは明らかに今までの原子力規制法と矛盾した二重基準、ダブルスタンダードだと言われています。

次に、4番目です。産業廃棄物や化学物質、いろいろなものが含まれている瓦れきも一般焼却場では対応できないことに今まではなっていました。これも先ほど述べられましたが、瓦れきにはアスベスト、砒素、六価クロム、PCBなどの特別産業廃棄物や化学物質、重金属が含まれていますが、分別をすることはできませんし、一般の焼却炉ではこれらの処理に対応できておりません。

理由の5番目です。広域処理は国費、国のお金、つまり我々の税金から賄われ、被災地へ回るべき支援予算を圧迫しております。清水議員が紹介した岩手県の岩泉町の伊達町長が「現場からは納得できないことがたくさんある。瓦れき処理もそうだ。あと2年で片づけるという政府の公約が危ぶまれているというが、無理して早く片づけなくてはいけないんだらうか。山にしておいて、10年、20年かけて片づけたほうがうちでは金が落ち、雇用も発生する。もともと使っていない土地がいっぱいあり、処理されなくても困らない。税金を青天井に使って、全国に運び出す必要がどこにあるのか」というふうに、ここの町長さんは自分のところに当てはめてそういうふうに言っています。そんな方もいらっしゃるわけです。

安全な瓦れきなら現地に仮設処理場をつく

るほうが経済的で、雇用の面からも復興に役に立ちます。遠方に運搬して——本当は先ほど言ったように運搬は一般の人ではできないんですけれども——汚染を拡大するべきではありません。広域処理には膨大な輸送費や処理費がかかり、すべて税金から賄われます。沖縄への輸送を考えてみてほしいと思います。それらの無駄な費用を被災地に直接回すほうがより有効で、本当の支援であることは明白だと思います。

広域処理は無責任な国と東京電力を喜ばせるだけだというのが6番目の理由です。福島原発事故によって発生した放射性廃棄物は、すべて東電が引き受けるべきものです。安易に瓦れきを引き受けることは、責任の所在をあいまいにすることになり、被災地のためにならないと思います。

福島県二本松市のゴルフ場が、放射性物質が降り積もったのは東電の責任だと訴えた裁判のことをご存じだと思いますが、東電は、「原発から飛び散ってしまった放射性物質はもう他人の土地にくっついたものだから自分たちの所有物ではない。したがって、東京電力、我々は除染に責任は持たない」と裁判で主張したこと、本当にあきれ返った覚えがありますが、皆さんも覚えておいでなのではないでしょうか。

「きずな」というきれいな言葉ですが、それに乗せられていくと本当にハレンチな東京電力に手をかすようなことになってしまっているのではないかと心配しております。対応がおくれてばかりの国のしりぬぐいも私たちがすべきではないと思います。

先ほども申し上げましたが、7番目として別の形で被災地支援の方法があると思うから、私は瓦れきは引き受ける必要がないと言っております。放射能に汚染されていない農産物を私たちは増産し、被災地で安全な食べ物を採ることに疲れ果てているお母さんたちに届けることができます。被災地のお母さんたち

は、毎日毎日、子供に食べさせる安全なものを探し求めて、もうこの1年疲れ果てていると聞いております。私たちは安全で安心に残った土地をそのまま正常なまま保ち、そこで農産物などをつくり、安全な海産物もとって被災地に届けることのほうが大きな支援だと思います。

また、子供たちは毎日毎日、内部被曝の危険にさらされて現地で生活しております。そういうふうに逃げるのでできない、避難することのできない状況にいる子供たちを、夏休みとか春休みとかそういうときに私たちは保養の場所をつくって引き受けていく。それもやはり安心して安全な場所があればこそのございますから、そういう子供たちを受け入れるためにも私たちの場所は正常なままに残しておかなければならない。

そして、先ほども申しあげました国のお金を私たちは横取りしないで被災地に回す。そのことが何よりの支援だと思っております。

最後に、今のお金のことにつながりますが、瓦れき処理は利益につながる公共事業になりつつあるということです。総額1兆円と言われる瓦れき処理費用は、阪神・淡路大震災のときの瓦れきの処理費用が1トン当たり2万2,000円だったのに対して、岩手の瓦れきの処理費用は6万円以上、宮城県は5万円と、阪神・淡路のときの数倍で、これでは業者がウの目タカの目になるのではないかと思います。

東京で瓦れき処理をしている業者は、東京電力が95.5%出資している子会社、東京臨海リサイクルパワーというところで、社長も東京電力の出身者です。もともと応募条件を満たす会社は最初からこの1社しかなかった、そういう受注だというふうに言われており、事業規模は2013年度までに合計140億円以上の見通しだと言われております。

このように8つの理由で、私は瓦れきは現地で処理してもらって拡散させるべきではな

いというふうな意見を持っておりますが、最後に岩手県陸前高田市の戸羽太市長という方が『被災地の本当の話をしよう』という、こういう本を出されております。「ここから瓦れきが片づかない理由」というところを少しだけ読ませていただきます。

「私は、陸前高田市に瓦れき処理専門のプラントをつくりましょうという提案を県に出しました。そうすれば、自分のところで、自分たちの判断で、とにかく現在の何倍もの速さで処理することができるようになります。ところが返ってきた答えは、「いろいろな手続が必要になるので、仮に建設にオーケーが出て建設開始までには2年かかります」というものでした。こんな緊急事態だというのは、一々煩雑な手順を踏まなくてはならないと。しかも、とにかく今の法律では無理ですという事務的に却下するばかりで、ではこういう方法はどうかという代案は一切ない。

また、県に言っても届かない。では、国に言っても届かない。「その話は〇〇省に確認してみてください」と言われたから連絡してみると、「それは岩手県の話ですから県に確認してください」というふうにたらい回しにされて一向に話が進まないんだ」ということを書かれています。

このお話を引用させていただいて、先ほど清水議員は福島では県内で瓦れきの処理が進んでいるということをおっしゃいました。どうして福島でできることが宮城や岩手でできないのか、本当に残念に思っておりますが、私たちは他の支援の方法がないわけじゃないんです。むしろ、現地のこのような自治体の動きに対して後押しをしてあげるほうがよりよい支援になるのではないかと。

そういうことで、私は瓦れきの広域処理には反対し、議会議案第1号東日本大震災に伴う災害廃棄物の広域処理方針の見直しを求め意見書には賛成の立場で討論させていただ



○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議会議案第1号東日本大震災に伴う災害廃棄物の広域処理方針の見直しを求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。議会議案第1号東日本大震災に伴う災害廃棄物の広域処理方針の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立少数であります。よって、議会議案第1号は否決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議会議案第2号こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。議会議案第2号こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議会議案第3号基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。議会議案第3号基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議会議案第4号若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。議会議案第4号若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議会議案第5号年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。議会議案第5号年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議会議案第6号河北潟の環境再生を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。議会議案第6号河北潟の環境再生を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議会議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議会議案第7号





○閉議・閉会

○議長【夷藤満君】 蓑外史男副町長におかれましては、平成20年4月に副町長の重責につかれ、町勢の発展、町民福祉の向上、町の行財政改革に自身の心骨を削って多大な貢献をされました。そのご苦勞に対しまして改めて感謝を申し上げ、今後お体にご自愛され、ますます活躍されますことをご祈念いたすものであります。

本当に長い間ご苦勞さまでした。

以上をもちまして、平成24年第1回内灘町議会定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、連日長時間にわたり精力的に審査いただきまして、まことにご苦勞さまでした。

お疲れさまでした。

午後5時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員